

各 位

平成 15 年 5 月 15 日

会 社 名	株式会社 伊 勢 丹
代 表 者 名	代表取締役社長執行役員 武 藤 信 一
コード番号	8 2 3 8
問 合 せ 先	総務部広報・I R 担当長 飯 田 浩
T E L	03-3352-1111 (大代表)

## ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成 15 年 5 月 15 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記の通りストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 15 年 6 月 27 日開催予定の第 118 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社取締役および使用人の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当ての対象者

当社取締役および使用人とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 1,533,500 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数を、次の算式により調整するものとするが、この調整は、当該時点において対象者が行使していない新株予約権についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数 (1 株未満の株式数は切り捨て)} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

(3) 新株予約権の発行総数

15,335 個を上限とする。(発行時の新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株。ただし、(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき価額

新株予約権 1 個当たりの払込価額は、東京証券取引所における当社普通株式の新株予約権発行日の終値または新株予約権発行日の属する月の前月の各取引日（取引が成立しなかった日を除く）の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げる）のいずれか高い方に 100 を乗じた価額とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整するものとする。

$$\text{調整後の払込価額（1円未満の端数は切り上げ）} = \text{調整前の払込価額} \times (1 \div \text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により払込価額を調整するものとする。（新株予約権および平成 13 年以前に当社取締役および使用人に付与された新株引受権の権利行使の場合を除く）。

$$\text{調整後の払込価額} = \text{調整前の払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の 1 株当たりの払込価額}}{\text{1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（1 円未満の端数は切り上げ）

(6) 新株予約権の行使期間

平成 17 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 26 日までとする。

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権の発行を受けた者（以下「新株予約権者」とする）は、当社の取締役または使用人たる地位を失った後も、これを行行使することができる。また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、いずれの場合にも後記に掲げる新株予約権割当契約に定める条件による。

その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と取締役および使用人との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が新株予約権割当契約に定める規定により、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合に、当該新株予約権を無償で消却するものとする。

(9) 新株予約権の譲渡等

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権に対し、担保設定をすることはできない。

なお、上記の内容については、平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社第 118 期定時株主総会において、「当社の取締役および使用人に新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上